

水戸市地域文化財

皆様からの推薦をお待ちしています





水戸市地域文化財とは?

水戸市には、弘道館や偕楽園を始めとする、国・県・市の指定・登録文化財が数多くあります。 一方、指定・登録を受けていないものの、地域で大切に守り伝えられている、「地域の文化財」 というべき宝が数多く残されているはずです。

こうした地域の文化財を幅広い人々に知ってもらい、郷土への愛着を育んで後世に伝えるため、 平成30年度から「**水戸市地域文化財認定活用事業**」が始まりました。

どういうものが地域文化財になるの?

以下の①**から⑤すべてを満たしたもの**が、地域文化財に認定できます。

- ①水戸市内に所在する文化財(=古くから伝わる財産・遺産)
- ②地域が守ってきた文化財、又は地域を知るうえで必要な文化財
- ③所有者及び管理責任者(所有者の代わりに文化財を管理できる方)、あるいは保持者又は保持団体(以下 「所有者」)がはっきりしているもの
- ④成立しておおむね50年以上が経過しているもの
- ⑤国・県・市の指定文化財や国登録文化財に指定・登録されていないもの

地域文化財認定のメリットは?

地域文化財に認定されると、以下の $(1)\sim(4)$ の支援・活用</u>を行います。

(1) 保存・活用への助言

修理や保存・活用方法について、教育委員会から助言や情報提供を行います。

(2) 教育・イベント等での活用

学校の教育活動、水戸の歴史や文化財に関するイベント等において、地域文化財を活用します。

(3) 説明板の設置

水戸市地域文化財をわかりやすく解説する説明板を設置します。

※地域文化財の保存状況や所有(保持)者の意向により設置しない場合があります。

(4) 広報等の支援

「広報みと」や市ホームページ、SNSを通して、地域文化財を積極的にPRします。

地域文化財所有者にお願いすること

(1) 地域文化財を大切に保存、管理する

地域文化財を保存、管理していくのは、所有者の皆様です。

修理を含め、文化財の保存・管理にかかる費用は、所有者が負担して、大切に保存してください。

(2) 必要に応じて、各種手続を行う

所有者や所在地の変更・修理等、必要に応じて届け出をお願いします。

地域文化財に認定されるには?

- (1) 推薦者から水戸市教育委員会へ推薦書を提出していただきます。
- (2) 教育委員会から市文化財保護審議会(文化財の専門家会議)へ意見を求めます。
- (3) 水戸市教育委員会が認定の是非を決定いたします。

詳しくはお問い合わせください!

手続きの詳細については、下記担当課までお問い合わせください。また、所有者以外の方からの情報提供も大歓迎です。

「あれって文化財?」「一度見に来てほしい」…ささいなことでもぜひ情報をお寄せください。

担当課 水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課 〒310-8610 水戸市中央 1 - 4 - 1 TEL/029-306-8132